



琉球歴史文化の日条例（仮称）の概要



●条例の背景

沖縄の先人たちは、長い歴史の中で、祖先への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、組踊を始めとする芸能や漆器などの工芸、琉球料理や泡盛などの食文化、空手や染織など、多岐にわたり洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきた。そして、これらの文化を支えに、幾多の世変わりの中にあっても、その都度困難を克服してきた。

●制定の目的

琉球歴史文化の日を定め、先人達が創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、条例を制定

●琉球歴史文化の日の候補日 11月1日

●候補日選定理由

①11月1日は、沖縄県立博物館・美術館がおもろまちに開館した日や識名園が一般公開された日である。また、「泡盛の日」や「美ら島おきなわ教育の日」など沖縄の歴史文化に関連した事柄や記念日がある。また「世界のウチナーンチュの日」（10月30日）など近接した日に連携した取り組みが期待される記念日が複数ある。

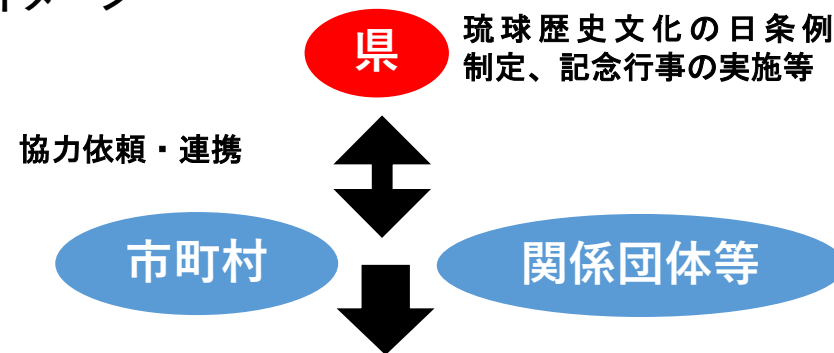
②令和元年10月31日の首里城焼失の翌日であり、首里城がウチナーンチュのアイデンティティやチムグクルと深く結びついていることを改めて認識させられた日である。

●条例の構成

- 前文
- 第1条（目的）
- 第2条（琉球歴史文化の日）
- 第3条（事業）
- 第4条（市町村への協力要請等）
- 附則（施行日）



●イメージ



- 沖縄の歴史と文化への理解を深める
- 故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成
- 新たな歴史と文化を自らの手で創造する